

役員等の報酬・慶弔・表彰規程

第 1 章 目 的

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人入野福祉会（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員、評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償、及び表彰・慶弔に関する事項を定める。

第 2 章 役 員 報 酬 等

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

2 報酬は、役員等が法人の理事会、評議員会又はその他の会議・研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施など役員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。

3 前項の報酬は、次のとおりとする。

役員会等の出席時（4 時間半日）	9,000 円
監査時等（8 時間終日）	18,000 円
出張時（4 時間半日）	9,000 円
出張時（8 時間終日）	18,000 円

4 役員報酬等の年総額を下記のとおりとする。

理 事	年度 40 万円以内
監 事	年度 15 万円以内
評議員	年度 30 万円以内

5 支給は、会議出席及び法人業務に従事した当月の職員給与支給日に源泉所得税等を控除した額を銀行振込する。

(費用弁償等)

第 3 条 役員等が法人業務のため出張命令を受けたときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費に関する規程に準ずる。ただし、役員会出席等の場合の旅費（車使用料、燃料費等）は次のとおりとする。

東広島市河内町地区在住の役員	1,000 円
東広島市高屋町・竹原市・本郷地区在住の役員	1,500 円
広島市・世羅地区・上記以外の東広島市在住の役員	3,000 円

(適用除外)

第4条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

第3章 表彰制度

(表彰)

第5条 法人の役員として永年に亘り社会福祉施設の運営に貢献され、退任される時にこれを表彰する。

2 表彰対象者は役員の推薦のうえ理事会の承認をされた方に限るものとする。

(表彰の基準)

第6条 役員在籍年数区分とし、次のとおりとする。

- (1区分) … 5年～10年未満
- (2区分) … 10年～20年未満
- (3区分) … 20年以上

(方法)

第7条 表彰は賞状ならびに記念品をもって行う。

- (1) 表彰は「感謝状」に額を付けて授与する。
- (2) 記念品は前条の区分別に商品券(ギフト券)とする。
 - (1区分) … 20,000円分
 - (2区分) … 30,000円分
 - (3区分) … 50,000円分

第4章 慶弔制度

(弔慰)

第8条 役員および配偶者、1親等親族がお亡くなりになった場合、法人として次の弔慰を表す。

- ・役員ご本人 … 香典 20,000円
対の供花、弔電
- ・役員配偶者 … 香典 10,000円
対の供花、弔電
- ・親族の場合 … 香典 10,000円
単の供花、弔電

2 退任された元役員ご本人で法人に多大な功績のあった方は、理事長の判断で弔慰を表すことがある。ただし次回役員会にて報告をする事とする。

(見舞い)

第9条 理事長の判断で役員および配偶者が入院などあった場合には、10,000円のお見舞金を出す場合がある。ただし次回役員会にて報告をする事とする。

(お祝い)

第10条 理事長の判断で役員にお祝い事があった場合には、20,000円までの範囲でお祝いをする場合がある。ただし次回役員会にて報告をする事とする。

(その他)

第11条 前8～10条以外で、法人にとり必要があると認められる場合には、理事長の判断でする事がある。ただし次回役員会にて報告をする事とする。

(改正)

第12条 この規程を改正しようとするときは、評議員会の承認を得なければならない。

附 則

本規程は平成20年11月5日より施行する。

本規程は平成25年7月1日より施行する

本規程は平成29年4月1日より施行する。